飲用井戸等の水質汚染事故処理要領

1.　目的

この要領は、「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき、飲用井戸等の設置者等から汚染事故の連絡を受けた場合、又は、その他飲用井戸等の汚染を発見した場合に、速やかに適切な対応をするため、保健所が行うべき措置について必要な事項を定めるものとする。

2.　対象

飲用井戸等の水質汚染事故とは、水銀・六価クロム・農薬類並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤〔以下「トリクロロエチレン等」という)等の有害・有毒物質によって、明らかに水質が汚染されているか、又は、その疑いがあるときをいう。

3.　措置

(1)　連絡

1)　保健所は、事故発生の通知を受けたときあるいは汚染を発見したときは、次の内容について環境衛生課に連絡する。

なお、汚染事故の内容により、必要に応じ町村水道部局・環境部局等に通報する。

ア、事故発生判明直後(第一報)

①発生場所

②飲用井戸等の設置者名

③通報者名

④発生日時

⑤事故の概況

⑥その他

イ、現地調査実施後(第二報)

①発生場所

②飲用井戸等の設置者名

③発生日時

④事故の状況

⑤事故原因

⑥水道の給水の有無

⑦応急措置の内容

⑧付近の井戸の所在及びその使用状況

⑨その他

2)環境衛生課は、保健所の通報に基づき、各関係機関及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下、「大阪健康安全基盤研究所」という。）と連絡調整を図る。

(2)　現地調査

保健所は、事故発生時には速やかに現地の状況調査を行い、必要な箇所の採水を行うものとする。

なお、必要に応じ、環境衛生課その他関係機関と共同して調査等を行うものとする。

1)状況調査は、3.(1)イ、の事項について調査する。

2)採水すべき必要な箇所は、概ね次のとおりとする。

①当該汚染を受けた井戸等

②影響域にあると考えられる付近の飲用井戸等

③汚染井戸等の付近の水路等

(3)　水質検査

事故発生時の水質検査は、原則として保健所及び大阪健康安全基盤研究所で実施する。

1)保健所は、状況判断の資料として少なくとも次の検査を行う。

水温・濁度・色度・臭味・ｐH値・有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）

なお、必要に応じ、水道法に基づく水質基準の省令に定められた項目について検査を実施する。

2) 大阪健康安全基盤研究所は農薬等の微量有機物質及び保健所において検査を行うことが不可能な項目について検査を実施する。

4.　指導等

(1)　保健所は、設置者等に対し次の指導を行うものとする。

1)　調査の結果、井戸水等の飲用により人の健康を阻害するおそれがあることが判明した場合、設置者に対し井戸水等の飲用を中止するよう指示する。又、必要に応じ水道事業者との連絡・調整を図るものとする。

2)　飲用の中止を指示する場合であって、当該井戸等が給水区域内に設置されているときは、早急に水道による給水を受けるよう指導する。又、未給水区域に設置されているときは、水源の変更・適正な浄水処理等について指導・助言を行う。

(2)　環境衛生課は、次の業務を行うものとする。

1)　保健所が飲用の中止を指示した場合には、必要に応じ水道事業者に対し・応急給水等の措置を講じるよう要請する。

2)　保健所が水道による給水を受けるよう指導した場合には、必要に応じ水道事業者に対し、引き込み工事等について速やかに対処するよう要請する。

5.　報告

保健所長は、指導等が完了後、その概要を環境衛生課長に報告するものとする。

附則　この要領は・昭和62年7月1日から施行する。

この要領の施行に伴い、｢保健所における(水道原水・井戸水)の水質汚染事故の処理要領」(昭和41年12月8日付け環内第395号)の井戸水に係る事項(2の5)及び6)、4の4)イ、6の2))は廃止する。

附則　この要領は、平成5年12月1日から施行する。

附則　この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則　この要領は、平成29年4月1日から施行する。